

過年度に活用された方も申請可能!

店舗のリフォーム等を支援します!

上越市店舗等改装促進事業補助金のご案内

中小企業者が市内の店舗のリフォームを行う場合や、商店街振興組合や商工会の団体が商店街の魅力向上に繋がる施設の改装工事等を行う場合に、費用の一部を補助します。

対象者

- ①個人事業主、法人（市内に住所又は主たる事務所を有する中小企業者）
小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業を営むもの
- ②商工団体等

対象店舗等

- ①個人事業主、法人
お客様と対面による事業を行う建物等
- ②商工団体等
一般の利用に供する施設

お店の和式トイレの洋式化や、エアコンの入替工事などのご予定はありませんか?

補助金の詳細は、市HPに掲載の募集要領をご覧ください。

上越市 店舗改装 補助金



対象事業

※ 契約・工事よりも前に申請し、補助金の交付決定を受けてから事業に着手してください

- ・増改築、内外装工事
 - ・事業用備品・設備の導入
- ※市内に本社のある施工業者・販売業者に有料で発注する場合に限りです。
※事務室、車庫、物置等の工事、車の購入や設備のランニングコストは対象外です。

★これまでに活用された具体例

トイレ工事、エアコン取換、カーテン新調、床・壁（内壁・外壁）改修、陳列棚の入替、シャッター・ドア交換、電気のLED化、看板改修、来客用テーブル・チェア入替 など

補助率など

※ 複数の工事を組み合わせて10万円以上となる場合でも対象になります!

- ①個人事業主、法人：10万円以上の事業に対し、1/2以下（上限20万円）
- ②商工団体等：50万円以上の事業に対し、1/2以下（上限200万円）

申請受付期間

平成31年5月13日(月)～12月13日(金)

交付申請の総額が予算27,000千円に達した場合、
受付を終了します(補助金の交付は先着順です)。

※新元号が施行された後は、「平成31年」とあるのは、発表された「新元号元年」と読み替えてください

■ お問合せ ■

上越市産業観光交流部 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室
〒943-8601 上越市木田1-1-3 電話：025-526-5111（内線：1826・1827）